

スマホ決済で「いつでもどこでも」 町税・使用料等の支払いが可能です

令和2年4月1日から、コンビニで使用できる納付書に印字されているバーコードをスマートフォンから読み取ることで、窓口にお越しただかなくても、その場で納付いただくことが可能になりました。

◆スマートフォン決済の種類

※納付方法等は各ホームページでご確認ください。



PayPay



LINE Pay

◆注意事項

- ・30万円以下(LINE Payを利用して「上水道料金」を納付する場合は5万円未満)のコンビニ収納用納付書(バーコード付)のみ利用できます。
- ・令和2年4月1日以降に発行した納付書のみ利用できます。
- ・バーコード読取のみの対応であるため、金融機関やコンビニ等の窓口でのアプリ読込による納付はできません。
- ・スマートフォン決済を利用した場合、払込受領書(領収書)は発行されません。
- ・スマートフォン決済を利用した場合は、納付書の「軽自動車税(種別割)払込受領書兼納税証明書(継続検査用)」は使用できません。

☎ 税務課収納係 (☎54-6603)

軽自動車税(種別割)の減免申請について

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。該当する場合は、納税通知書受領後から納期限7日前までに、減免の申請手続きをお願いします。※納税通知書の発送は6月5日(金)を予定しております。

◆対象となる車両

- ①身体もしくは精神に障がいがあり、歩行の困難な方が所有する車両
- ②身体もしくは精神に障がいがある方と生計を一にする方が所有する車両
- ③その構造が、もっぱら障がい者の利用に供するためのものである車両

◆対象となる障がいの範囲

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方(障がいの区分や級により該当にならない場合があります。)
- ②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方

☎ 税務課資産税係 (☎54-6604)

軽自動車税(種別割)を口座振替で納められている方へ

軽自動車税(種別割)を口座振替で納めている方への令和2年度継続検査(車検)用の納税証明書の発送は、7月中旬を予定しております。納税証明書がお手元に届く前に必要な方は、窓口で申請していただくことで令和元年度継続検査用納税証明書の有効期限を令和2年7月末日まで延長した納税証明書を発行することができます。

前年度までの納税の確認ができない場合、納税証明書を発行することができませんのでご理解とご協力をお願いします。

☎ 税務課収納係 (☎54-6603)

住宅用火災警報器は正常に作動しますか? ~適切な維持管理が重要です~

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。作動確認は定期的に行いましょう。

▶確認方法

点検ボタンを押すか点検ひもを引いて警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。本体または電池の交換が必要です。

▶古くなったら

火災警報以外の警報が鳴ったら、本体の故障か電池切れです。本体または電池の交換が必要です。

※故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するかメーカーにお問合せください。

なお、警報器を設置してから10年以上経過している場合は、本体が劣化して火災を感知しなくなる恐れがあるため、本体の交換を推奨しています。

▶住宅用火災警報器の効果は?

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者の発生は約4割減となっています。(全国)

幕別町では2008年6月1日からすべての住宅に設置が義務化されています。まだ設置されていない住宅は、早急に住宅用火災警報器を設置しましょう!

☎ 幕別消防署 (☎54-2434)

町税は期間内に納入しましょう

6月16日(火)から6月30日(火)は、固定資産税、町道民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の第1期納期です。第2期以降の各種町税の納期は、下記のとおりですのでご確認ください。 ☎ 税務課収納係 (☎54-6603)

期 間	固定資産税	町道民税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
6月16日(火)~6月30日(火)	第1期	第1期	第1期	第1期
7月16日(水)~7月31日(金)				第2期
8月17日(木)~8月31日(金)	第2期	第2期		第3期
9月16日(水)~9月30日(木)				第4期
10月16日(金)~11月2日(月)	第3期	第3期		第5期
11月16日(月)~11月30日(火)				第6期
12月1日(火)~12月25日(金)	第4期	第4期		第7期
1月18日(月)~2月1日(月)				第8期

町税・使用料等の支払いは、簡単便利な「口座振替」をご利用ください

☎ 税務課収納係 (☎54-6603)

町税等の納め忘れをなくすためにも、口座振替をお勧めします。一度手続きを行えば納期ごとに窓口に出向くことはなく自動的に税金を納入することができるので、納め忘れる心配がありません。便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

▶申込手続

「口座振替申込書」に必要事項を記載・押印のうえ、役場税務課収納係、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所、駒島出張所及び下記の取扱金融機関の窓口へ提出してください。

※「口座振替申込書」は各取扱金融機関、各役場窓口及び町ホームページに備え付けてあります。

▶取扱金融機関

(全店で利用可能な金融機関)

北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、みずほ銀行、ゆうちょ銀行、十勝信用組合、帯広信用金庫、幕別町農協、札内農協、忠類農協、大正農協、豊頃農協、北陸銀行、北見信用金庫、釧路信用金庫

(管内店舗で利用可能な金融機関) 網走信用金庫

▶取扱税目

固定資産税、町道民税(普通徴収分)、下水道受益者負担金、国民健康保険税(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)、軽自動車税(種別割)、学校給食費、へき地保育所給食費、上下水道使用料、個別排水処理施設使用料、公営住宅料、公営住宅駐車場使用料、教員住宅料、常設保育料、へき地保育料、幼稚園保育料、学童保育料、保育所給食費

▶振替日 各納期限の最終日

町税の納税相談窓口を開設します

経済的な事情などで納期ごとの支払いが困難な方や、平日の昼間に相談ができない方を対象に「納税相談窓口」を開設します。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少し、一時的に納付が困難な場合は、納税の猶予制度がありますのでご相談ください。

☎ 税務課収納係 (☎54-6603)

忠類総合支所地域振興課税務管財係 (☎8-2111)

▶役場1階税務課、札内支所

☎ 6月14日(日)~6月19日(金)

日曜日 :午前10時~午後4時

平日夜間:午後8時まで

▶忠類総合支所1階 地域振興課

☎ 6月15日(月)~6月16日(火)

平日夜間:午後8時まで

☎ 収支が確認できる書類、印鑑